

営農だより

さとうきび緊急対策

さとうきびが台風被害で、記録的な不作見込みとなっている事態を受け、農水省は、生産者を支援するための緊急対策をまとめました。

今回の緊急対策は、主に台風被害を受けた鹿児島県や沖縄県の生産者が対象となります。

1. 特別対策の実施

自然災害により低糖度等の被害が生じており、特別対策として、次年産に向けた土づくり、新植・補植、かん水作業対策等の取り組みを支援。

2017年度補正予算の「甘味資源作物生産性向上緊急対策事業」から緊急的に2億円を充てる。

2. セーフティネット基金の運用改善（さとうきび増産基金）

低糖度に対応して、セーフティネット基金が発動できるよう低糖度に対する発動要件を新設し、低糖度対策を速やかに発動。

くわえて、台風等の自然災害の影響を次期作にひきずらないための対策が柔軟に実施できるよう鹿児島県の事業計画の運用を改善。

3. 低糖度の要因解明

台風や温暖化等の環境要因、品種構成や栽培管理等の人的要因などの観点から、本年末に向けて、最近のさとうきびの低糖度の原因を解明し対応策を検討。

4. 生産性向上を図る基盤整備の推進

収量・品質、労働生産性を向上させるため、畑地かんがい、区画整理及び農道等の基盤整備を推進。

5. 収入保険又は農業共済への加入促進

加入率の低い地域において収入保険又は農業共済への加入を促進するとともに、さとうきび関係の補助事業において収入保険又は農業共済の加入を促進することを検討。

